

子ども・子育て支援新制度における 利用者負担（保育料）について

平成26年10月1日

桐生市 教育部 学校教育課

保健福祉部 子育て支援課

1 新制度における利用者負担額（保育料）の考え方

新制度における利用者負担額（保育料）については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育園の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなっています。なお、新制度に移行しない私立幼稚園は、引き続き各園で保育料を設定します。

◆設定する利用者負担額◆

| 認定区分 | 対象者 | 対象施設 |
|------|--------------------------|----------------------|
| 1号認定 | ・3歳以上で教育のみ (教育標準時間認定) | ・公立・私立幼稚園 ・認定こども園 |
| 2号認定 | ・3歳以上で保育認定 (保育標準時間認定) | ・公立・私立保育園 ・認定こども園 |
| | ・3歳以上で保育認定 (保育短時間認定) | |
| 3号認定 | ・3歳未満で保育認定 (保育標準時間認定) | ・公立・私立保育園 ・認定こども園 |
| | ・3歳未満で保育認定 (保育短時間認定) | |

2 1号認定（各幼稚園・認定こども園）の利用者負担額（保育料）

(1) 現行の保育料

現行の各幼稚園及び認定こども園の保育料などは、次のとおりです。

| | 公立幼稚園（7園） | 私立幼稚園（4園）・認定こども園（2園） |
|------|--|--|
| 園児数 | 322名 | 403名 |
| 入園料 | 11,000円 | 41,666円（6園平均） |
| 保育料 | 年額70,800円 （月額5,900円） | 年額平均214,999円 （月額平均17,916円） |
| 補助制度 | 世帯の所得や子どもの人数により、保育料の減免措置があります。 | 世帯の所得に応じて、幼稚園就園奨励費補助（所得に応じ保育料を補助する制度）を実施※1しています。 |
| 軽減制度 | 本市では、第2子半額（一定の条件あり）、第3子以降無料化を実施しています。 | |
| その他 | 各園では、給食費、保護者会費及び行事費などを必要に応じ、別途徴収しています。 | |

※園児数は、H26.5.1現在

(2) 幼稚園就園奨励費補助 (※1)

私立幼稚園・認定こども園に通園している園児の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、入園料及び保育料を助成しています。

| 区 分 | 補助対象経費 | 補助限度額(1人当たり年額) | | |
|--|--------------|--|------------------------------|----------------------------------|
| | | 1 人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子) | 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子) | 同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降) |
| 1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 | 入園料及び保育料の合計額 | 308,000 円 | 308,000 円 | 308,000 円 |
| 2 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯 | | 199,200 円 | 253,000 円 | 308,000 円 |
| 3 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯 | | 199,200 円 | 253,000 円 | 308,000 円 |
| 4 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、34,500 円に、16 歳未満の扶養親族の数に 21,300 円を乗じて得た額及び 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数に 11,100 円を乗じて得た額を加えて得た額(以下「第1基準額」という。)以下の世帯 | | 115,200 円 | 211,000 円 | 308,000 円 |
| 5 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が、第1基準額を超え、171,600 円に、16 歳未満の扶養親族の数に 19,800 円を乗じて得た額及び 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数に 7,200 円を乗じて得た額を加えて得た額(以下「第2基準額」という。)以下の世帯 | | 62,200 円 | 185,000 円 | 308,000 円 |
| 6 上記区分以外の世帯 | | - | 154,000 円 | 308,000 円 |

※就園奨励費補助は、保護者が各幼稚園・認定こども園に支払った保育料などについて、年度末に還付する助成制度です。

(3) 教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額（保育料）など

◆国の考え方◆

- ①国が定める水準は、施設・事業（幼稚園・認定こども園）の種類を問わず、同一の水準とすること。
- ②新制度の利用者負担額（保育料）は、世帯の所得（住民税の所得割）に応じた負担とすること。
- ③新制度の利用者負担額（保育料）は、現行の幼稚園就園奨励費を考慮した金額を設定すること。
- ④新制度の利用者負担額（保育料）は、所得に応じて市町村が定める額を徴収するため、これより安い利用者負担額の徴収を認めることは、低価格競争を通じて教育・保育の質の低下を招きかねないことから、認められないこと。
- ⑤市が定める利用者負担額（保育料）よりも低い保育料を設定している私立幼稚園・認定こども園については、新制度への移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとする。現在適正な運営が行われているなどの要件に該当する場合は、市が定める利用者負担額（保育料）よりも低い額を徴収することを認めるものとする。（詳細は国が検討中）

◆特定負担額（上乘せ徴収）と実費徴収◆

平成26年9月議会で制定した「桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」では、各施設は、利用者負担額（保育料）のほかに、“上乘せ徴収”と“実費徴収”を徴収することができる規定があります。

①特定負担額（上乘せ徴収）

- ・教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる対価について、保護者に負担を求めるものである。例えば、
 - 施設整備費、○施設維持費、○研修充実費、○特定職員配置費、○特定職員人件費など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。
- ※徴収にあたっては、書面による保護者の同意が必要になります。

②実費徴収

- ・教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、
 - 文房具代・制服代、○遠足代・行事参加代、○給食代・食材代、○スクールバス代などが該当になります。
- ※徴収にあたっては、保護者の同意が必要になります。

教育標準時間認定（1号認定）における国の利用者負担額（保育料）の水準

・現行制度（私立幼稚園・認定こども園）

| 階層区分 | 推定年収 | 現行の保育料 |
|--|--------|---------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む) | ～270万円 | 9,100円 |
| ③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 | ～360万円 | 16,100円 |
| ④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 | ～680万円 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 | 680万円～ | 25,700円 |

・新制度（私立幼稚園・認定こども園）における国の基準

| 階層区分 | 推定年収 | 利用者負担 |
|--|--------|---------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む) | ～270万円 | 9,100円 |
| ③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 | ～360万円 | 16,100円 |
| ④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 | ～680万円 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 | 680万円～ | 25,700円 |



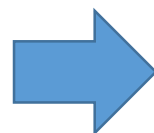
※推定年収は、夫婦と子供2人世帯の場合のおおまかな目安

※実際の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いた金額

教育標準時間認定（1号認定）における利用者負担額（保育料）の当市の案

・新制度（私立幼稚園・認定こども園）における国の基準

| 階層区分 | 推定年収 | 利用者負担 |
|--|--------|---------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む) | ~270万円 | 9,100円 |
| ③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 | ~360万円 | 16,100円 |
| ④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 | ~680万円 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 | 680万円~ | 25,700円 |



・当市の案（私立幼稚園・認定こども園）

| 階層区分 | 推定年収 | 利用者負担 |
|--|--------|--------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む) | ~270万円 | 〇〇〇〇円 |
| ③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 | ~360万円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 | ~680万円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 | 680万円~ | 〇〇〇〇〇円 |

※国の基準から利用者負担額を軽減する方向で検討中です。ただし、国の基準から利用者負担額を軽減することは、市の負担が増えることになるため、軽減額は市の財源などを踏まえ慎重に検討しています。また、本表では、利用者負担額の階層が5階層ですが、利用者の負担を考慮し、階層を増やす方向で検討しています。なお、公立幼稚園の保育料については、新制度の意義や公私間のバランスなどを総合的に判断し、検討しています。

3 保育標準時間・短時間認定（2・3号認定）の利用者負担額（保育料）

（1）現行の利用者負担額（保育料）

現行の各保育園及び認定こども園の保育料は、次のとおりです。

| | 公立・私立保育園（29園） | 認定こども園（2園） |
|------|--|-------------------------------|
| 園児数 | 2,609名 | 16名 |
| 入園料 | なし | 50,000円（2園平均） |
| 保育料 | 世帯の所得に応じた負担 （月額0円～44,000円） | 年額平均247,080円 （月額平均20,590円） |
| 補助制度 | 特になし | |
| 割引制度 | 本市では、第2子半額（一定の条件あり）、第3子以降無料化を実施しています。 | |
| その他 | 各園では、給食費、保護者会費及び行事費などを必要に応じ、別途徴収しています。 | |

※園児数は、H26.4.1現在

（2）新制度における2・3号認定の利用者負担額（保育料）

◆国の考え方◆

- ①国が定める水準は、施設・事業（保育園・認定こども園）の種類を問わず、同一の水準とすること。
- ②保育認定（2・3号認定）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮すること。
- ③保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担（保育料）は、現行の利用者負担の水準を基本に、保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担（保育料）は、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定すること。
- ④現行の保育料は、世帯の所得税から算出しているが、新制度では、住民税の所得割から算出すること。

◆特定負担額（上乗せ徴収）と実費徴収◆

平成 26 年 9 月議会に制定した「桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」では、各施設は、利用者負担額（保育料）のほかに、“上乗せ徴収”と“実費徴収”を徴収することができる規定があります。

①特定負担額（上乗せ徴収）

・教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる対価について、保護者に負担を求めるものである。例えば、
○施設整備費、○施設維持費、○研修充実費、○特定職員配置費、○特定職員人件費など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。
※徴収にあたっては、書面による保護者の同意が必要になります。

②実費徴収

・教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、
○文房具代・制服代
○遠足代・行事参加代
○給食代・食材代、
○スクールバス代
などが該当になる。
※徴収にあたっては、保護者の同意が必要になります。

保育標準時間認定・保育短時間認定（2号認定）における国の利用者負担額（保育料）の水準

・現行制度（公立・私立保育園）における国の基準

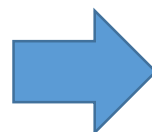
| 階層区分 | 推定年収 | 現行の保育料 |
|---------------------|---------|----------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | ～260万円 | 6,000円 |
| ③市町村民税 課税世帯 | ～330万円 | 16,500円 |
| ④所得税額 40,000円未満 | ～470万円 | 27,000円 |
| ⑤所得税額 103,000円未満 | ～640万円 | 41,500円 |
| ⑥所得税額 413,000円未満 | ～930万円 | 58,000円 |
| ⑦所得税額 734,000円未満 | ～1130万円 | 77,000円 |
| ⑧所得税額 734,000円以上 | 1130万円～ | 101,000円 |

※推定年収は、夫婦（妻は、パートタイム（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安

・新制度（公立・私立保育園、認定こども園など）における国の基準

| 階層区分 | 推定年収 | 利用者負担 | |
|-----------------------|---------|----------|---------|
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | — | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | ～260万円 | 6,000円 | 6,000円 |
| ③所得割課税額 48,600円未満 | ～330万円 | 16,500円 | 16,300円 |
| ④所得割課税額 97,000円未満 | ～470万円 | 27,000円 | 26,600円 |
| ⑤所得割課税額 169,000円未満 | ～640万円 | 41,500円 | 40,900円 |
| ⑥所得割課税額 301,000円未満 | ～930万円 | 58,000円 | 57,100円 |
| ⑦所得割課税額 397,000円未満 | ～1130万円 | 77,000円 | 75,800円 |
| ⑧所得割課税額 397,000円以上 | 1130万円～ | 101,000円 | 99,400円 |

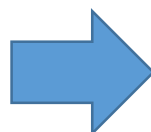
※満3歳に達した日の属する年度中の利用者負担額は満3歳を未満の利用者負担額を適用する。



保育標準時間認定・保育短時間認定（3号認定）における国の利用者負担額（保育料）の水準

・現行制度（公立・私立保育園）における国の基準

| 階層区分 | 推定年収 | 現行の保育料 |
|---------------------|---------|----------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | ～260万円 | 9,000円 |
| ③市町村民税 課税世帯 | ～330万円 | 19,500円 |
| ④所得税額 40,000円未満 | ～470万円 | 30,000円 |
| ⑤所得税額 103,000円未満 | ～640万円 | 44,500円 |
| ⑥所得税額 413,000円未満 | ～930万円 | 61,000円 |
| ⑦所得税額 734,000円未満 | ～1130万円 | 80,000円 |
| ⑧所得税額 734,000円以上 | 1130万円～ | 104,000円 |



・新制度（公立・私立保育園、認定こども園など）における国の基準

| 階層区分 | 推定年収 | 利用者負担 | |
|-----------------------|---------|----------|----------|
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | — | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | ～260万円 | 9,000円 | 9,000円 |
| ③所得割課税額 48,600円未満 | ～330万円 | 19,500円 | 19,300円 |
| ④所得割課税額 97,000円未満 | ～470万円 | 30,000円 | 29,600円 |
| ⑤所得割課税額 169,000円未満 | ～640万円 | 44,500円 | 43,900円 |
| ⑥所得割課税額 301,000円未満 | ～930万円 | 61,000円 | 60,100円 |
| ⑦所得割課税額 397,000円未満 | ～1130万円 | 80,000円 | 78,800円 |
| ⑧所得割課税額 397,000円以上 | 1130万円～ | 104,000円 | 102,400円 |

※推定年収は、夫婦（妻は、パートタイム（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安

※満3歳に達した日の属する年度中の利用者負担額は満3歳を未満の利用者負担額を適用する。

保育標準時間認定・保育短時間認定（2号認定）における利用者負担額（保育料）の当市の案

・新制度における国の基準

| 階層区分 | 推定年収 | 利用者負担 | |
|-----------------------|---------|----------|---------|
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | — | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | ～260万円 | 6,000円 | 6,000円 |
| ③所得割課税額 48,600円未満 | ～330万円 | 16,500円 | 16,300円 |
| ④所得割課税額 97,000円未満 | ～470万円 | 27,000円 | 26,600円 |
| ⑤所得割課税額 169,000円未満 | ～640万円 | 41,500円 | 40,900円 |
| ⑥所得割課税額 301,000円未満 | ～930万円 | 58,000円 | 57,100円 |
| ⑦所得割課税額 397,000円未満 | ～1130万円 | 77,000円 | 75,800円 |
| ⑧所得割課税額 397,000円以上 | 1130万円～ | 101,000円 | 99,400円 |



・当市の案（公立・私立保育園、認定こども園共通）

| 階層区分 | 推定年収 | 利用者負担 | |
|-----------------------|---------|--------|--------|
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | — | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | ～260万円 | 〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇円 |
| ③所得割課税額 48,600円未満 | ～330万円 | 〇〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ④所得割課税額 97,000円未満 | ～470万円 | 〇〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ⑤所得割課税額 169,000円未満 | ～640万円 | 〇〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ⑥所得割課税額 301,000円未満 | ～930万円 | 〇〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ⑦所得割課税額 397,000円未満 | ～1130万円 | 〇〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ⑧所得割課税額 397,000円以上 | 1130万円～ | 〇〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |

※国の基準から利用者負担額を軽減する方向で検討中です。ただし、国の基準から利用者負担額を軽減することは、市の負担が増えることになるため、軽減額は市の財源などを踏まえ慎重に検討しています。また、本表では、利用者負担額の階層が8階層ですが、利用者の負担を考慮し、現行の階層をベースとして増やす方向で検討中です。

保育標準時間認定・保育短時間認定（3号認定）における利用者負担額（保育料）の当市の案

・新制度における国の基準

| 階層区分 | 推定年収 | 利用者負担 | |
|-----------------------|---------|----------|----------|
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | — | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | ～260万円 | 9,000円 | 9,000円 |
| ③所得割課税額 48,600円未満 | ～330万円 | 19,500円 | 19,300円 |
| ④所得割課税額 97,000円未満 | ～470万円 | 30,000円 | 29,600円 |
| ⑤所得割課税額 169,000円未満 | ～640万円 | 44,500円 | 43,900円 |
| ⑥所得割課税額 301,000円未満 | ～930万円 | 61,000円 | 60,100円 |
| ⑦所得割課税額 397,000円未満 | ～1130万円 | 80,000円 | 78,800円 |
| ⑧所得割課税額 397,000円以上 | 1130万円～ | 104,000円 | 102,400円 |



・当市の案（公立・私立保育園、認定こども園共通）

| 階層区分 | 推定年収 | 利用者負担 | |
|-----------------------|---------|--------|--------|
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | — | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | ～260万円 | 〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇円 |
| ③所得割課税額 48,600円未満 | ～330万円 | 〇〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ④所得割課税額 97,000円未満 | ～470万円 | 〇〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ⑤所得割課税額 169,000円未満 | ～640万円 | 〇〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ⑥所得割課税額 301,000円未満 | ～930万円 | 〇〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ⑦所得割課税額 397,000円未満 | ～1130万円 | 〇〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |
| ⑧所得割課税額 397,000円以上 | 1130万円～ | 〇〇〇〇〇円 | 〇〇〇〇〇円 |

※国の基準から利用者負担額を軽減する方向で検討中です。ただし、国の基準から利用者負担額を軽減することは、市の負担が増えることになるため、軽減額は市の財源などを踏まえ慎重に検討しています。また、本表では、利用者負担額の階層が8階層ですが、利用者の負担を考慮し、現行の階層をベースとして増やす方向で検討中です。

4 保育料の切り替え時期

子ども・子育て支援新制度における利用者負担（保育料）の切り替え時期は次のとおり変更されます。

◆国の考え方◆

- ・利用者負担（保育料）の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中で切り替えることとする。
- ・具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）こととする。

・新制度（すべての施設が対象）の切り替え時期

| | | | | |
|-------------------------------|----|----|-------------------------------|----|
| 4月 | 6月 | 9月 | 12月 | 3月 |
| 前年度の住民税に基づく保育料 | | | 当年度の住民税に基づく保育料 | |
| 例：平成28年度の保育料の算定 | | | | |
| 4月 | 6月 | 9月 | 12月 | 3月 |
| 平成27年度（平成26年分の収入（住民税）に基づく保育料） | | | 平成28年度（平成27年分の収入（住民税）に基づく保育料） | |

参考：現行制度（保育園）の切り替え時期

| | | | |
|-----------------------|--------|-----------------------|-----|
| 1月 | 4月 | 9月 | 12月 |
| 前々年分の所得税額 | | 前年分の所得税額 | |
| 例：平成26年度の保育料の算定 | | | |
| H25.1月 | H26.4月 | 9月 | 12月 |
| 平成24年分の収入（所得税）に基づく保育料 | | 平成25年分の収入（所得税）に基づく保育料 | |